

## 学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人とは、学校教育法及び私立学校法の定めにより、私立学校の設置を目的に設置された法人です。学校法人は、設置学校を運営し教育・研究活動を行うことを目的とする公共性の高い法人であり、営利を目的とする企業とは異なります。

企業会計は収益と費用からその経営成績を知ることになりますが、学校法人会計は計算書類によって財務の面から教育・研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることになります。

公共性の高い学校法人が、教育・研究活動を継続して行い永続的に存続していくためには、財務状況を正確に把握し、健全な経営をしなければなりません。

そのため学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法において、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける学校法人は「学校法人会計基準」に従い会計処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士または監査法人の監査報告書を添付して所轄庁（文部科学省）へ届け出なければならないことになっています。学校法人会計基準では、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の各計算書類の作成が義務づけられています。

### （1）資金収支計算書

資金収支計算書は、当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った教育・研究等の諸活動に対応する全ての収入及び支出の金額と、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出の顛末を明らかにするものです。予算の額と決算の額を対比することにより、予算に応じた資金の流れと実績を知り、次年度に繰越すべき支払資金の残高を明らかにしています。

この計算書では、収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、学校法人がどのような諸活動をどの程度の規模で行ったのか、また、事業活動収支以外の借入金や施設設備等の支出がどの程度あるかなど活動に対応するすべての収入、支出の把握が可能となります。さらに、計算書の末尾で実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金などを資金収支の調整勘定として差引計算して、期末現金預金残高を翌年度繰越支払資金として表示するところに特徴があります。

### （2）活動区分資金収支計算書

活動区分資金収支計算書は、資金収支計算書を「教育活動」（教育活動による資金収支）、「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」（施設整備等活動による資金収支）及び「資金調達その他前記二つの活動に掲げる活動以外の活動」（その他の活動による資金収支）の3つの区分に組み替えて表示したものです。

この計算書は、企業会計のキャッシュ・フロー計算書に該当するもので、活動別に区分して計算する考え方を取り入れています。

①教育活動による資金収支

キャッシュベースでの本業である教育活動の収支状況を見る。

②施設整備等活動による資金収支

当該年度に施設設備の購入がどれだけあり、財源がどうであったかをみる。

③その他の活動による資金収支

借入金の収支、資金運用の状況等、主に財務活動を見る。

### (3) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、当該会計年度の「教育活動」、「教育活動以外の経常的な活動」及び「前記二つの活動以外の活動」に対応する「事業活動収入\*<sup>1</sup>」及び「事業活動支出\*<sup>2</sup>」の内容を明らかにするとともに、当該年度の「基本金組入額\*<sup>3</sup>」を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明らかにし、これにより経営状況を把握するためのものです。

その計算方法は、事業活動収入は、当該会計年度の学生納付金等、学校法人の負債としない収入を計算し、事業活動支出は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて計算します。また事業活動収支計算は、活動ごとに事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行います。

この計算書は、企業会計の損益計算書に該当すると言われますが、企業会計は、利益の多寡を明らかにする損益計算を目的としているのに対して、学校会計では、事業活動収入と事業活動支出の均衡状態を測定するための収支計算を目的としています。

\*1 事業活動収入（借入金等学校法人の負債を含まない収入）

当該年度の収入のうち、学生生徒等納付金（入学金、授業料等）・手数料・寄付金・補助金などの収入。借入金や次年度に入学する学生等の入学金・授業料等の前受金は当該年度の事業活動収入には含まれません。

\*3 事業活動支出（＝その年の教育・研究活動のために消費された諸経費）

人件費、教育研究経費、管理経費などの当該年度において消費される支出。退職給与引当金組入額や時間的経過による建物等の資産価値の減少額である減価償却額なども含みます。

\*4 基本金組入額

学校法人が計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するための金額であり、授業料など負債性のない収入のうちから組入れられます。学校法人会計基準では、第1号から第4号の基本金が定められています。

①第1号基本金：学校法人が設立当初に取得した教育の用に供する固定資産の価額、及び新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大や教育の充実向上のために取得した固定資産の価額。

（校地・校舎・教育研究用備品・図書等）

②第2号基本金：将来取得する固定資産（校舎や土地）に充てるために、事前に計画的、段階的に積み立てる金銭その他の資産の額。

（施設設備等整備準備資金）

③第3号基本金：奨学基金、研究基金等として継続的に保持運用し、運用果実を教育研究活動に使用することを目的とした金銭その他の資産の額。

④第4号基本金：学校を維持する資金として、恒常的に保持すべき資金。

（将来の学校法人の不測の事態に備えて所定の運転資金（1か月分の経常経費）の留保を義務付けたもの）

\* 基本金組入前当年度収支差額（＝事業活動収入－事業活動支出）

学校法人においては、経営を「利益の追求」という考えではなく、「事業活動収入」と「事業活動支出」による「収支のバランス＝均衡」が重視されます。この事業活動収入合計と事業活動支出合計の差額が基本金組入前当年度収支差額になります。

①教育活動収支

経常的な収支のうち、本業の教育活動の収支状況をみる。

②教育活動外収支

経常的な収支のうち、財務活動による収支状況をみる。

③経常収支（①＋②）

経常的な収支バランスをみる。

④特別収支

資産売却や処分等の臨時的な収支をみる。

⑤基本金組入前当年度収支差額（③＋④）

毎年度の収支バランスをみる。（これまでの帰属収支差額）

⑥基本金組入額

学校法人を維持するために必要な資産を継続的に保持するための組入れ額

#### （4）貸借対照表

年度末の資産、負債、純資産の残高を表示して、学校法人の財政状態の健全性を明らかにするものです。

また、企業会計では「資産－負債＝純資産」で、純資産を資本と言いますが、学校会計では「資産－負債＝正味財産」で資本と言う概念はありません。正味財産は、基本金と繰越収支差額又は翌年度繰越収支差額との合計額です。